

岡崎市ふるさと納税活用業務に係る業務継続の評価基準

令和9年度以降の業務継続は、下記の評価基準で業務履行状況を評価し、良好な履行が確認された場合は、単年度毎に随意契約を締結することができるものとする。最長令和11年度までとする。

番号	採点内容
履行状況評価	
1	本市のふるさと納税の現状や課題を踏まえ、市の求める内容を理解し、業務を進めている
2	新規事業者の獲得や返礼品の追加(定期便等も含む)について、着実に遂行している
3	返礼品画像の加工、バナー制作、紹介文の工夫、SEO対策等などの返礼品ページのブラッシュアップを着実に遂行している
4	広告配信について、市と決定した運用方針に沿った配信を着実に遂行している
5	寄附管理システムを利用した管理(寄附受付情報、返礼品の受発注状況等)が問題なく管理できている
6	問合せ対応業務(寄附者、返礼品提供事業者、市からの問合せ)について、着実に遂行している
7	経費削減に向けた本市への提案を継続的に実施している
8	ふるさと納税の制度改正の内容を深く理解し、市及び返礼品提供事業者へ具体的な対応策を提案している
9	ふるさと納税を通じた地域経済への波及や本市のプロモーションにつながる取り組みを実施している
実績評価	
10	<p>寄附金受入額の増減の評価</p> <p>(初年度:令和8年8月から令和9年1月までの寄附金受入額を前年同時期と比較)</p> <p>前年比:150%以上 優</p> <p>前年比:110%以上～150%未満 良</p> <p>前年比:70%以上～110%未満 可</p> <p>前年比:70%未満 不可</p> <p>※次年度以降の評価基準は、優先交渉権者との契約後に別途通知する。</p> <p>※ふるさと納税の制度改正の影響を受け、大きく寄附額が低下した場合には、「不可」の場合でも良好な履行と判断する場合もある。</p>

優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点とし、30点満点で評価する。

21点以上で良好な履行と判断し、次年度も随意契約を継続する。不可が一つでもある場合、良好な履行と判断しないものとする。

初年度の業務履行业況の評価は1月末に実施する。

初年度の評価で、良好な履行と判断できなかった場合においても、本市が新たに契約する中間事業者が業務を開始するまでの期間は、随意契約により契約期間を延長することができる。

次年度以降の評価時期については、優先交渉権者との契約後に別途通知する。